TMBニュース



税理士法人 トータルマネジメントブレーン URL: http://www.tsubota-tmb.co.jp/ 令和 1 年 12 月 27 日発行有限会社トータルマネジメントブレーン Mail: tmb@tkcnf.or.jp 担当: 尾崎・池田 【大阪本部】〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町 5-17 アクティ南森町 6F TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302

令和2年度税制改正大綱 Part V 法人税制①

1. オープンイノベーションに係る措置の創設

(1)オープンイノベーションの適用要件(令和2年4月1日~令和4年3月31日までの出資払込)

出し手の要件(事業会社)①ベンチャー企業に直接又はCVCを通じて出資を行う国内の事業会社②特定事業を行う ③特定期間(5年)中の報告義務

1 億円(中小事業者は 1,000 万円)以上の出資も払込(適用上限あり)※国外のベンチャー企業への出資の場合は 5 億円以 ト

受け手の要件(ベンチャー企業)①設立後 10 年未満の株式会社(新規設立を除く)②非上場企業であること③大規模企業 グループに属していないこと

オープンイノベーション性の要件①革新性(事業会社にとっての革新性)②リソース開放性(ベンチャーの成長への貢献) ③ビジネス変革性(事業会社のビジネス変革に寄与する可能性)

(2)特別勘定による損金算入

①中小企業者以外

青色法人で特定事業活動を行うものが、特定株式を取得し、かつ、これを取得日の含む事業年度末まで有している場合、その特定株式の取得価額の 25%以下の金額を特定勘定の金額として経理したときは、その合計額を損金算入できる。

特定株式の譲渡その他の取崩し事由に該当することとなった場合には、益金算入する。ただし、取得から 5 年を経過した場合を除く。

②中小企業者

中小企業者が、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に特定株式を取得した場合には、その取得価額の25%を所得控除できる。譲渡等の取崩し事由に該当した場合には、5年を経過している場合を除き、益金算入する。

2. 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入

_	取得価額	償却方法			
中小企業者	30 万円未満	全額損金算入			
		(即時償却)	} 上限合計年 300 万円		
(20 万円未満	3年間で均等償却			
すべての企業	(注)	(残存価額なし)	\		
	10 万円未満	全額損金算入	一		
		(即時償却)	J		
(22) 200					

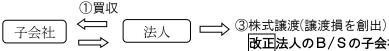
(注)20 万円未満の減価償却資産であれば、3年間で、毎年 1/3 ずつ損金算入することが可能。

(1)内容

- ①対象法人から連結法人税を除外する。
- ②対象要件うち常時使用する従業員の数の要件を 500 人以下(現行: 1,000 人以下)に引き下げる。
- (2)適用期間 現行令和 2 年 3 月 31 日まで → □改正|令和 4 年 3 月 31 日

3. 子会社を利用した租税回避への対応

(1)概要



改正法人のB/Sの子会社株式帳簿価額一配当額のうち益金不算入額→譲渡損を認めない

②配当(子会社の株価が下落) (2)対象となる子法人

法人及びその関連者が子会社株式等の 50%超を保有する子会社である。ただし、子会社が内国法人、かつ、設立から支配関係発生までの間において株式の 90%以上を内国法人等が保有しているものを除く。

(3)対象となる配当

- 1事業年度の配当の合計額が子会社株式帳簿価額の 10%を超える場合の配当合計額である。ただし、次のものを除く
- ①1事業年度配当合計額が支配関係発生後の利益剰余金の純増額に満たない場合、又は、2,000万円を超えない場合。
- ②配当合計額のうち、支配関係発生から 10 年後に受ける配当額。

TMBニュース



税理士法人 トータルマネジメントブレーン URL: http://www.tsubota-tmb.co.jp/ 令和元年 12 月 27 日発行有限会社トータルマネジメントブレーン Mail: tmb@tkcnf.or.jp 担当: 尾崎・池田 【大阪本部】〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町 5-17 アクティ南森町 6F TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302

令和2年度税制改正大綱 Part V 法人税制②

4. 連結納税制度の見直し

(1)グループ通算制度の基本的な仕組み

- ①適用法人及び適用方法は、親法人及び各子法人が法人税の申告を行う点並びに青色申告の承認を前提とする点を除き、基本的に連結納税方式と同様とする。
- ②親法人の電子署名による法人の申告及び申請、届出等が、ダイレクト納付につても同様。
- ③グループ通算制度の適用法人は、電子情報処理組織を使用する方法(e-Tax) により法人税及び地方法人税の確定申告書、中間申告書及び修正申告書を提出しなければならないこととする。
- (2)グループ通算制度の導入に合わせ単体納税制度も一部見直し

①概要

①			
制度名		改正前	改正案
受取配当等の益金 不算入制度	関連法人株式等に係る負債 利子控除額の計算	総資産及び関連法人株式等 の帳簿価額を基礎として原 則法又は簡便法により計算 した金額	関連法人株式等に係る配当 等の額の 100 分の4相当 額(負債利子の額の 10 分 の1相当額を上限)
	関連法人株式等·非支配目的 株式等の判定	単体法人の保有株式数等で 判定(連結法人は連結グルー プ内全体で判定)	100%グループ内の法人全体の保有株式数等で判定
寄附金の損金不算 入制度	資本基準額計算の基礎	税務上の資本金等の額	会計上の資本金の額及び資 本準備金の額の合計額
貸倒引当金	貸倒引当金の対象のなる金 銭債権の範囲	100%グループ内法人の債権 も含まれる(連結法人は連結 法人への債権は除外)	100%グループ内の法人間の金銭債権を除外
資産の譲渡に関す る特別控除額の特 例	収用換地等の特別控除額	単体法人での定額控除限度 額計算(連結法人は連結法人 全体で計算)	100%グループ内法人全体で 定額控除限度額計算

- ②適用関係 令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。
- (3)連結納税制度の見直しとグループ通算制度への移行
- ①連結グループ全体を一つの納税単位とする制度に代え、各法人それぞれを納税単位とする個別申告方式とする。
- ②基本的には、計算誤りがあった企業のみ修正又は更正を行う。

5. 交際費等に関する見直し

(1)内容

交際費等の損金算入制度について、その適用期限を2年延長するとともに、接待飲食費に係る損金算入の特例の対象法人からその資本金の額等が100億円を超える法人を除外し、その適用期限を令和2年3月31日開始事業年度までを令和4年3月31日開始事業年度までに延長する。

6. 5G(第5世代移動通信システム)

(1)特定高度情報通信用認定等設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度の創設(国税)

特定高度情報通信等システムの普及の促進に関する法律(仮称)の制定を前提に、青色法人で一定の事由に該当するものが、特定高度情報通信用認定等設備の取得等をして、国内事業に供した場合等には、その取得価額につき、30%の特別償却と15%の税額控除との選択適用ができる。ただし、税額控除の金額は、当期の法人税額の20%を上限とする。